

## 通販の後払いシステム

### 身に覚えのない請求も

(2016年11月22日掲載原稿)

スマートフォンやタブレット端末の普及により、いつでもどこでもインターネット通販を利用できる環境になりました。

便利になると、取引に関するトラブルも増え、高知県でも通販に関する相談は年々増加の傾向にあります。

通販の場合、商品の受け取りと代金の支払いを同時にすることができないため、「代金を支払ったのに商品が届かない」など代金を前払いすることで起きるトラブルがあります。通販事業者によっては、商品の受取り後に支払いをする「後払い」という決裁方法を選択できるようにしています。

「後払い」では、商品とは別に、後払いのシステム事業者から請求書と支払い用紙が送られてきます。消費者は、商品を受け取り後にコンビニ等で代金を支払いますが、この時の支払い先は購入店舗ではなく、システム事業者です。前払いやクレジットカードの使用に不安があるという場合に、このシステムを使う人が多いようです。

この「後払い」に関して、「突然後払いシステム事業者から覚えのない通販の支払い用紙が届いた。関係ないので放置しておいて良いか」という相談がありました。

センターでは、送付間違いかかもしれず、放置しても請求が続く可能性が高いので、事業者に連絡してみるよう助言しました。

その結果、今回の相談者は何らかの個人情報悪用され、いわゆる「なりすまし」により注文者となっていたようで、相談者への請求は取り下げられることになりました。

「後払い」に関する相談は今後も増えることが予想されます。インターネット通販を含め、身に覚えのない代金を後払いシステム事業者から請求された場合は、放置せずお近くの消費生活センターにご相談ください。